

平成29年度 補助金見直しチェックシート(産業課)

(1)補助内容											(2)近隣市町の状況(H27決算ベース)																										
補助金等の名称	所管課名	財源別分類	性質別分類	事業の目的・概要 (100文字以内)	事業開始年度	交付先	根拠規定等	法令による義務付け	国・県補助状況	交付先選定方法	平成29年度予算額					平成28年度決算額					補助率	上限額(千円)	H29当初積算根拠	直近の見直し	備考	市町名1	金額(千円)1	備考1	市町名2	金額(千円)2	備考2	市町名3	金額(千円)3	備考3	市町名4	金額(千円)4	備考4
											事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源	事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源																	
農業経営基盤強化資金利子助成補助金	産業課	協調補助	事業費補助	農業経営基盤強化資金を借り受けて経営規模の拡大及び経営の効率化を図ることを目的とする農業者に対して利子補給金として農業経営基盤強化資金利子助成補助金を交付する。	不明	個人	大台町農業経営基盤強化資金交付要綱	有	国・県協調(町単あり)	非公募	41		20		21	52		26		26	10/10	-	約定利息分	無し		松阪市	586,519	9件	多気町	100,000	1件	明和町	0件				
茶園改植等補助金	産業課	単独補助	事業費補助	茶の新植、茶の若返りを図る目的での茶の改植及び台切にに対し補助金を交付し、大台町の基幹作物である茶を維持、発展させていくことを目的とする。	H18	大台町内の農地において農業を行なっているもの	大台町茶改植等補助金交付要綱	無	町単独	公募	150	0	0	0	150	150	0	0	0	150	改植:10a当たり50,000円、台切:10a当たり10,000円	300	改植50,000円×30a若しくは台切10,000円×150a	無し		度会町	40,000	10aあたり									
自走式摘採機購入補助金	産業課	単独補助	事業費補助	茶の省力生産を図る目的での自走式摘採機等の購入に対し補助金を交付し、茶農家の労力の軽減を目的とする。	H18	大台町民またはそれに属する者	大台町自走式摘採機等購入補助金交付要綱	無	町単独	公募	300	0	0	0	300	300	0	0	0	300	1/3	300	1台分	無し		該当なし											
茶業組合補助金	産業課	単独補助	団体運営補助	大台町内の茶業の振興化を図るために大台町茶業組合の茶業振興活動に対して補助を行う。	H21	大台町茶業組合	予算措置のみ	無	町単独	非公募	600	0	0	0	600	1,200	0	0	0	1,200	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	300	過去の実績に基づく	H29年度予算に1,200千円から600千円に減額		多気町	100	松阪市	540	度会町	200						
松阪牛ブランド推進事業補助金	産業課	単独補助	事業費補助	松阪牛のブランドの維持増進を図るとともに、兵庫県産の雌牛を導入し肥育と繁殖に適する和牛肥育農家の活性化を図ること。	平成17年度	大台町内の和牛肥育農家	松阪牛ブランド推進事業補助金交付要綱	無	町単独	非公募	500	0	0	0	500	230	0	0	0	230	肥育牛定額10/10繁殖牛1/2	1020	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	無し		大紀町	5,455	兵庫県産15千円/頭兵庫県以外10千円/頭	多気町	2,000	子牛導入20千円/頭200頭申請	松阪市	4,000	80千円/頭			
茶防霜施設設置補助金	産業課	単独補助	事業費補助	大台町内にある茶園への霜による被害を防止し、良質茶の生産と茶栽培農家及び産地の振興活性化を図るために、茶防霜施設設置について補助を行うことを目的とする。	H23	個人	大台町茶防霜施設設置補助金交付要綱	無	町単独	公募	100	0	0	0	100	100	0	0	0	0	新設:防霜ファン本体1基及びファン柱につき、50,000円。更新:防霜ファン本体1基につき、20,000円	300	新設2基×50,000円若しくは更新5基×20,000円	無し		松阪市	新設70更新35	度会町	事業費の30%	上限100万							

まつり補助金	産業課	単独補助	事業費補助	町民、行政、関係機関が連携し、大台町における文化や産業経済活動をより一層向上させ、町内外の人々の交流と地域活性化を図るために、どんとこい大台まつりを開催する団体に交付する。	H17	どんとこい大台まつり実行委員会	大台町どんとこい大台まつり補助金交付要綱	無	町単独	非公募	2,500	0	0	0	2,500	2,500	0	0	0	2,500	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	実績等の勘案による	無し	多気町	2,000	明和町	4,250	大紀町	5,000	松阪市	7,700		
夏祭り補助金	産業課	単独補助	事業費補助	町民、町にゆかりのある人々及び大台町を訪れた人々に対して交流の場を提供し、地域活性化に資するために、夏祭りを開催する団体等に対して交付する。	H23	大台町商工会	大台町夏まつり補助金交付要綱	無	町単独	非公募	1,000	0	0	0	1,000	1,000	0	0	0	1,000	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	実績等の勘案による	無し	多気町	1,750	大紀町	1,300	松阪市	4,000				
空き店舗バンク等活用促進事業補助金	産業課	単独補助	事業費補助	空き店舗を有効活用し商業施設の活性化を図るため、店舗の改修、改装に対して補助を行う。	H27	申請事業者	空き店舗バンク等活用促進事業補助金交付要綱	無	町単独	公募	1,500	0	0	0	1,500	2,224	0	0	0	2,224	補助率1/2	15,000	1件×150万	300千円以上の事業費を対象とする。	大紀町	0	多気町	0	松阪市	0	明和町	0	
6次産業化等促進支援事業費補助金	産業課	単独補助	事業費補助	地域経済の活性化を図るため、意欲ある農林漁業者及び連携する中小企業者が行う6次産業課または農商工連携による新商品開発、販路開拓等の取り組みに対して補助金を交付する。	H27	町内事業者	大台町6次産業化等促進支援事業補助金交付要綱	無	町単独	公募	400	0	0	0	400	519	0	0	0	519	1/2	400	20万×2件	機械1/3 上限300万 販路1/2 上限50万 開発1/2 上限30万	明和町	3,000	—	—	—	—	—	—	—
商工業者事業資金利子補給補助金	産業課	単独補助	事業費補助	商工業者の経営の安定を図るため、町内商工業者が設備投資や雇用拡大を行うため商工会を通じて利用する日本政策金融公庫三重県中小企業の融資制度に対して利子補給を行う。	H27	申請事業者	商工業者事業資金利子補給補助金交付要綱	無	町単独	公募	300	0	0	0	300	338	0	0	0	338	利率の1%を定額10/10	利率の1%	12件×25000円	大紀町	0	多気町	0	松阪市	0	明和町	H29開始		
大台町雇用・定住推進協議会補助金	産業課	単独補助	事業費補助	国事業の対象外経費負担	H27	大台町雇用・定住推進協議会	なし	無	町単独	非公募	287	0	0	0	287	255	0	0	0	255	定額10/10	なし	事業対象外経費一式	平成29年度終了	大紀町	0	多気町	0	松阪市	0	明和町	0	
観光協会補助金	産業課	単独補助	団体運営補助	大台町の観光に係る情報発信や観光の発展に資する活動を行う団体に、補助金を交付する。	不明	大台町観光協会	なし	無	町単独	非公募	10,200	0	0	6,400	3,800	11,800	0	0	11,000	800	10/10	—	委託事業費及び地区への補助金等投資的事業資料	無し	明和町	12,100	松阪市	38,390	多気町	1,200	商工会が観光協会の事務の一部を兼任しているため補助金を提出している。		

(3)補助金見直しの基本的な視点に関する評価						(4)補助金見直しの新たな視点に関する評価										(5)今後の方向性及び内容								
公益性		公平性・透明性		行政関与の必要性		補助の効果		妥当性		補助額・率は適正であるか		団体運営補助でない		補助金としての支出が適正である		補助交付先の選定方法が適切である		補助交付先の財政状況を把握し勘案している		再補助は実施していない		合計ポイント	方向性	具体的な内容(時期や規模等)
評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明			
2	交付要綱が整備され運用されていたが基となる農業経営基盤強化資金が平成24年度で完了したため本補助金も平成32年度をもって完了する。	4	補助要綱にて交付先は明確であり書類等も適切に処理されているため公平性・透明性は確保されている。	3	認定農業者に対する支援となっているため行政の関与は必要と考える。	1	利子補給であるため効果を明確に示すことが難しい。	4	協調補助であり他市町と比較しても妥当である。	3	特定利息分の補助を行うことを目的としているため適正である。	5	団体運営補助ではない。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難であるため。	3	県との協調補助であるため適切である。	3	県との協調補助であるため把握していない。	5	再補助は実施していない。	38	■継続	
3	交付要綱が整備され町の第2次総合計画との整合も取れている。	4	補助要綱にて交付先は明確であり書類等も適切に処理されているため公平性・透明性は確保されている。	2	近隣市町も同様の補助をしており、民間では類似事業は実施されていない。	3	老朽化した茶園を改植、台切することにより生産性の向上に繋げることができる。	3	特産品である茶価は低迷しており社会情勢を考慮した状況となっている。	3	補助金額・率ともに明確な基準はない。	5	団体運営補助ではない。	5	町からの委託等の支出は困難である。	5	公募である。	3	補助金交付先が個人で、財政状況の把握は困難であるが、社会通念上、当該事業にかかる経費が大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	41	■継続	
3	交付要綱も整備され町の特産品としての第2次総合計画との整合も取れている。	4	交付要綱が整備されており、公募及び補助金先も固定されていない。	2	近隣市町は補助しておらず、平成28年に1件も申請が出ていない。	3	自走式摘採機の導入することにより労務の省力化と生産の効率化を図る。	2	近隣市町は補助しておらず、平成28年に1件も申請が出ていない。	5	補助金額・率は導入価格の1/2以下となっている。	5	団体運営補助ではない。	5	町からの委託等の支出は困難である。	5	公募である。	3	補助金交付先が個人で、財政状況の把握は困難であるが、社会通念上、当該事業にかかる経費が大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	42	■継続	
2	予算措置のみの補助金となっているが特産品としての第2次総合計画との整合性は取れている。	4	予算措置のみの補助金となっているが、補助金に関する書類等は適切に処理され保管されている。	3	近隣市町も同様の補助をしており、民間では類似事業は実施されていない。	2	交付先が限定されており、資産等の取得が目的でないため効果の把握が難しい。	2	補助金額・率ともに明確な基準はない。	3	補助金額・率ともに明確な基準はないが、茶葉は町の特産品として第2次総合計画に位置付けられている。	0	団体運営補助である。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	3	第2次総合計画に記載があり対象を限定して交付を行っているため。	3	年に1度、予算書、決算書を提出しているが、補助が無ければ運営が厳しいといえる。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	交付要綱も整備され町の特産品としての第2次総合計画との整合も取れている。	4	補助要綱が整備されており、補助金に関する書類等は適切に処理され保管されている。	2	近隣市町も同様の補助を行っており補助する必要性はある。	1	交付先が限定されており、資産等の取得が目的でないため効果の把握が難しい。	2	他市町と比較して比較すると低い額となっている。	5	補助金額・率は導入価格の1/2以下となっている。	5	便宜上、申請事務を肉用牛生産部会で行っているが、実態は団体運営費用とはなっていない。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	3	公募ではないが、他の団体に実施できない事業である。	3	補助金交付先が個人で、財政状況の把握は困難であるが、社会通念上、当該事業にかかる経費が大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	38	■継続	
3	交付要綱も整備され町の特産品としての第2次総合計画との整合も取れている。	4	交付要綱が整備されており、公募及び補助金先も固定されていない。	3	近隣市町も同様の補助をしており、民間では類似事業は実施されていない。	1	交付先が限定されており、資産等の取得が目的でないため効果の把握が難しい。	3	特産品である茶価は低迷しており社会情勢を考慮した状況となっている。	3	補助金額・率ともに明確な基準はないが、茶葉は町の特産品として第2次総合計画に位置付けられている。	5	団体運営補助ではない。	5	町からの委託等の支出は困難である。	5	公募である。	3	補助金交付先が個人で、財政状況の把握は困難であるが、社会通念上、当該事業にかかる経費が大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	40	■継続	

3	交付要綱も整備され町の特産品としての第2次総合計画との整合も取れている。	4	交付要綱が整備されており、公募で先も固定されていない。	3	町の重要施策であるが、近隣市町では同様の補助制度は無く、今後の方策についての議論が必要である。	2	道の駅に於いての野菜の出荷量の増加には繋がった。	3	平成29年度で事業終了予定であるが、今後の農地保全や担い手対策にかかる施策との連携についての議論が必要である。	3	補助率が1/2を超えているが、第2次総合計画に位置付けられている。	5	団体運営補助ではない。	5	町からの委託等の支出は困難である。	5	全戸回覧で広く公募している。	3	補助金交付先が個人で、財政状況の把握は困難であるが、社会通念上、当該事業にかかる経費が大きな負担となっている多考えられるため。	5	再補助は実施していない。	41	■継続	
2	交付要綱も整備され町の特産品としての第2次総合計画との整合も取れているが、対象が1団体に限定されている。	3	交付要綱が整備されており、補助金先が固定されている。	2	近隣市町も同様の補助をしており、民間では類似事業は実施されていない。	1	H29年施行のため、まだ効果は不明である。	2	補助金額・率ともに明確な基準はない。	3	補助金額・率ともに明確な基準はないが、茶業は町の特産品として第2次総合計画に位置付けられている。	0	団体運営補助である。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	3	第2次総合計画に記載があり対象を限定して交付を行っているため。	5	年に1度、予算書、決算書を提出していただけており、補助が無ければ運営が厳しいといえる。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
2	補助金交付要綱が整備されている。	5	補助金交付要綱も整備されており書類等も適切に処理されている。	5	町の特産品であるキャブキの原材料であり、町内での生産を奨励している。	3	フキの集荷は、減少傾向にありながらある程度安定している。	5	町の特産品としての位置づけが明確となっている。	5	40円/kgの補助であり、率にすると1/5補助である。	3	第2次総合計画の取組みとは整合性が取れている。	5	町による直接執行や委託等による支出は困難である。	3	特産品加工施設の運営者は宮川物産のみである。	3	財政状況は把握しているが、できる限り第3セクターである株宮川物産の資金にシフトしていく必要がある。	3	再補助は実施していない。	42	■継続	
4	交付要綱も整備され、第2次総合計画との整合も取れている。また、対象が限定されず交付件数も多い。	4	交付要綱が整備されており回覧等で住民に周知している。また補助金に関する書類も適切に処理されている。	3	近隣市町の動向や獣害の防除につながり、農地維持・保全につながる。	2	例年申請者も多く間接的に補助の効果の声を聞く。	2	新規及び修繕も対象としているため補助の方法を検討する必要がある。	5	補助率は1/2で適正である。	5	団体運営補助でない。	5	活動に対する補助金なので適正である。	5	広報誌、回覧等で公募している。	3	補助交付先が個人で財政状況の把握が困難である。	5	再補助は実施していない。	43	■継続	
2	予算措置のみの補助金であるが第2次総合計画との整合は取れている。	4	交付先が限定されているが、公共的な活動のもと、補助金に関する処理を適切に行っている団体である。	4	大台町唯一の水産である鮎の振興を図るため。	2	アユ釣り等、観光客の誘客に効果ある。	2	近隣市町も同様に補助がある。	3	第2次総合計画の取組みとは整合性が取れている。	3	第2次総合計画の取組みとは整合性が取れている。	5	町による直接執行や委託等により支出が困難である。	3	交先団体のほかに事業実施可能な団体は無い。	5	総会資料を提出していただき、年度一回の収支予算及び決算報告を受けている。	5	再補助は実施していない。	38	■継続	
3	補助金交付要綱が整備され、第2次総合計画との整合性も取れているが公益性という観点からは低い。	4	申請制なので公平・透明性は担保されているが、比較的大きな事業所が対象となってしまう。	1	第2次総合計画の主な取組みとなっており、行政の関与は必要と考えます。	1	該当する事業者に対する補助であり、交付先が限定されている。	2	近隣市町に同様の補助制度がないため妥当性の対比が難しい。	3	第2次総合計画の取組みとは整合性は取れているが、補助額、率に合理的な理由はない。	3	団体運営補助ではない。	3	町内における雇用対策、人口減少対策として取組む必要がある。	5	広報誌、回覧等で公募している。	0	財政状況は把握していない。	5	再補助は実施していない。	30	■見直し	申請事業者が少ない。町内の人材が集まらないので見直しも検討すべきである。
2	補助金交付要綱が整備され、第2次総合計画との整合性も取れている。	3	事業を始めた事業所は、意思により会員になれるため公平性は担保されている。	4	総合計画などの各種計画でも商工業の活性化は重要な位置づけがなされているため行政の関与は必要と考える。	2	商工業事業者の健全な経営に効果がある。	3	近隣市町の状況も勘案し妥当。	5	補助率が1/2以下である。	3	団体運営補助であるが、第2次総合計画の取組みとは整合性が取れている。	3	町内商工業事業者に対する支援としての補助金として適正。	3	選定は行っていない。	3	実績報告所により把握している。	5	再補助は実施していない。	36	■継続	

2	補助金交付要綱も整備され、多くの町民が訪れ、交流の場となっているが第2次総合計画には記載がない。	4	町内外すべての人が参加可能なイベントの運営に対する補助のため、公平といえる。	4	大台町を代表するイベントともいえ、役場職員も一丸となって準備等を行うため行政関与の必要性は高い。	3	広報等での紹介もあり、多くの町民の参加も得られるため補助の効果は認められる。	3	近隣市町と同等もしくは低い金額となっている。	0	100%補助となっている。	5	団体運営補助ではない。	5	町による直接執行は困難である。	3	どんとこい大台まつりを運営するために作られ実行委員会に対しての補助となるため適切といえる。	0	100%補助となっている。	5	再補助は実施していない。	34	■継続
2	補助金交付要綱も整備され、多くの町民が訪れ、交流の場となっているが第2次総合計画には記載がない。	4	町内外すべての人が参加可能なイベントの運営に対する補助のため、公平といえる。	4	大台町商工会青年部主催の大台町全域を対象とした夏祭りとなり近隣市町の動向も勘案すると公益上行政が補助する必要があると明確にある。	2	広報等での紹介もあり、多くの町民の参加も得られるため補助の効果は認められる。	3	近隣市町と同等もしくは低い金額となっている。	0	補助率・額の根拠は存在しておらず、適正とは言えない。	5	団体運営補助ではない。	5	町による直接執行は困難である。	3	夏まつりを運営するために運営主体の大台町商工会への補助となるため適切といえる。	0	年に1度、予算書、決算書を提出していただけており、補助が無ければ運営が厳しいといえる。	5	再補助は実施していない。	33	■継続
4	補助金交付要綱が整備され、第2次総合計画との整合性も取れている。	4	補助メニューはホームページ・商工事業者あてに周知され広く公募・選定を行っている。	3	廃業が進むなか新たな創業を促進するために行政関与は必要と考える	2	廃業になってしまいう店舗が再利用できたことの効果はある。	1	補助率1/2は国や各団体の基金事業などの補助率と同率である。	5	補助率は1/2で適正である。	5	団体の運営補助ではない。	3	実績報告に基づき事業費補助を行っている。	3	公募で実施している。	3	財政状況の把握は困難であるが、社会通念上当該事業にかかる経費が著しく大きな負担となると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	38	■継続
3	補助金交付要綱が整備され、第2次総合計画との整合性も取れている。	5	補助メニューは商工事業者あてに周知され広く公募・選定を行っている。	1	地域資源を活用したブランド化や商品開発等による雇用の促進を図る観点から行政関与の必要性は認められる。	1	地域資源の活用という点では一定の効果はあるが、事業者単位の補助であるため数字等で明確な効果が把握しづらい。	3	補助率1/2は国や各団体の基金事業などの補助率と同率である。	5	補助率は1/2で適正である。	5	団体の運営補助ではない。	5	実績報告に基づき事業費補助を行っている。	5	公募で実施している。	3	かかる事業費の1/2を補助している＝1/2は自己資金の持ち出しがある。	5	再補助は実施していない。	41	■継続
4	補助金交付要綱が整備されており、商工会との連携した事業であるため公益性は高い。	5	補助メニューはホームページ・商工事業者あてに周知され広く公募・選定を行っている。	3	事業者が事業を拡大させるための促進補助のため行政関与は必要と考える	1	事業者の活性化は、税収・雇用・定住につながるため効果はあると考えるが数字等で明確な効果が把握しづらい。	2	補助率も含め妥当である。	3	利子額の1%で高率であるが、額等を勘案すると適正と判断する。	5	団体の運営補助ではない。	5	実績報告に基づき事業費補助を行っている。	5	公募で実施している。	3	財政状況は把握していない。	5	再補助は実施していない。	41	■継続
2	直接的には公共の福祉の向上につながっていない。	4	国の事業を受託しているため公平で透明性は高い	5	行政が組織する協議会での事業である。	3	国事業の対象外経費である。効果はない。	4	国事業で事業提案で受託されているので、妥当と判断する。	3	対象外経費なので、適正と判断している。	5	団体の運営補助ではない。	5	実績報告に基づき事業費補助を行っている。	3	対象外経費なので、適切と判断している。	3	把握している。	5	再補助は実施していない。	42	■継続
3	補助の対象が限定されているが、当該団体の活動は公共的な活動であることから、公益性は十分確保できていると考慮する。	4	交付先が限定されているが、公共的な活動のもと、補助金に関する処理を適切に行っている団体である。	4	近隣市町でも、当町の予算額以上の予算措置があり、金額的引にも適切であると考える。また、観光入込客数の増加や観光PRなど総合計画に関係する内容が多い。	4	活動効果において、実数把握できない部分もあるが、観光協会HPや各種広告による効果は大きい。また、アウトドア用品を活用したイベントやツアー等でも多くの観光客誘致を実現している。地区への補助金も好評である	5	毎年度決算を実施。また、事業については、投資的事業にアテリングにより相談済み。補助金も、大台町観光のために必要なものであることから公費充当は適切と考える。他市町と比べても金額の適切性は明確である。	0	補助率10/10観光協会の運営を鑑みると、協会での売り上げ等僅少であることからやむを得ないと考ええる。	3	委託事業とする場合、候補先が他にない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	自主財源運用は不可能であると考えられる。	3	一部、大台町内の地区へまつり補助金として再補助を実施している。再補助先は補助先の構成団体である。	35	■継続		